

第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査 凡例

○ 短期貸付金額

報告地方公共団体が法人に行う短期貸付金で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に金額が最大となった時点の額。

○ R1 通知に基づく第三セクター等経営健全化方針策定対象への該当状況

R1 通知とは、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について（令和元年7月23日付け総財公第19号公営企業課長通知）」のことをいう。